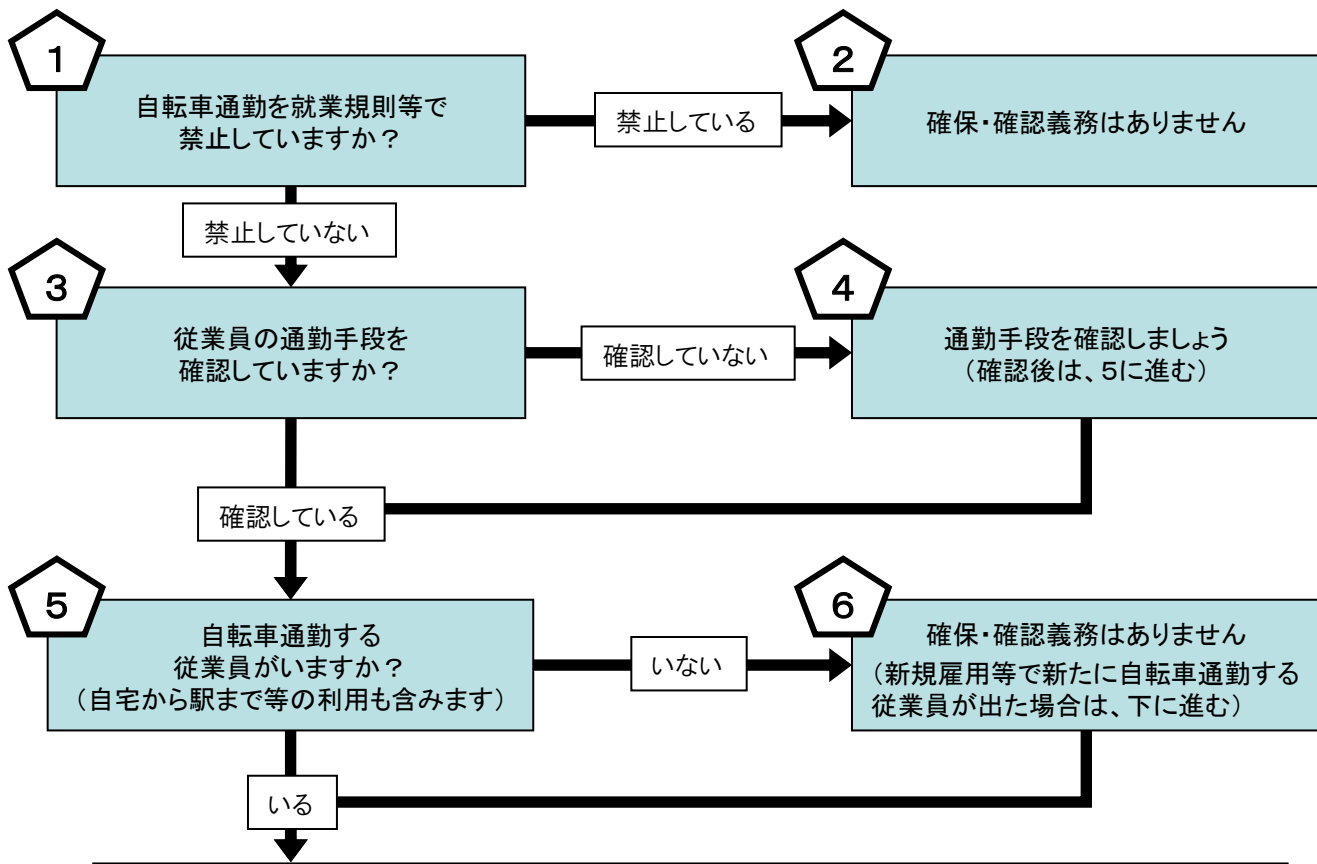


自転車通勤する従業員の駐輪に関する事業者の確保・確認義務



**従業員の通勤自転車が放置されないよう、
「駐輪場所の確保」か「駐輪場所の確認」を行ってください！**

「駐輪場所の確保」・・・勤務場所の敷地内等に駐輪場所を確保してください。

↑ ↓
どちらかを行ってください

「駐輪場所の確認」・・・従業員が勤務場所や駅等の周辺で駐輪場を利用していることについて、駐輪場の利用証、従業員の申告書等の書面で確認してください。

【確保・確認義務の対象となる駐輪の例】

駐輪 このマークの都内の駐輪について、駐輪場所の確保か確認をしてください。

